

自治体勤務獣医師の処遇改善に関する緊急提言

国民の生活が多様化、高度化していく中で、社会において獣医師が担う責務が増大するとともに、高度な専門知識と技術が要請されている。特に、地方自治体に勤務する獣医師（以下、自治体勤務獣医師）は、公衆衛生分野では食肉・食品の衛生監視・検査業務、狂犬病等の人畜共通感染症の予防業務のほか、家畜衛生分野では家畜伝染病予防法に基づく高病原性鳥インフルエンザ等の対策や畜産物の衛生管理指導、動物用医薬品の適正指導等に取り組んでおり、地方自治体が果たすべき重要な業務を担っている。

しかしながら、自治体勤務獣医師の高度かつ多岐に渡る専門職としての社会的評価が十分でなく、例えば、獣医学教育において、その意義や魅力について知る機会が少ないこと、学生などが就職先としてイメージしやすく、かつ、事業利益を得ることが可能な小動物診療分野に比べて所得の格差が生じていること等を背景に、地方自治体においては、獣医師の確保が困難な状況となっている。

また、自治体勤務獣医師が不足している地域では、豚熱や鳥インフルエンザ等の対策、人と動物の共通感染症としての「ワンヘルス」への取り組み、食の安全・安心確保としてのHACCPに基づく衛生管理の指導など専門性の高い業務の増大により、職員が疲弊し、中途退職者の増加に歯止めがかからない状況であり、このような獣医師の地域・職域偏在の解消のために魅力ある職場の確保と処遇改善が喫緊の課題である。

このような中、四国4県では、自治体勤務獣医師確保のため、新卒者等への初任給調整手当の増額や初任給の増額などに独自に取り組んでいるものの、目標数の確保及び現職獣医師の処遇改善までには至っていない。

このことから、国におかれては、地方自治体における獣医師の確保等を図るため、自治体勤務獣医師が担っている業務の重要性を鑑み、魅力ある職場の確保と十分な処遇改善の実現に取り組むことについて、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 自治体勤務獣医師の基本給を高度な専門職に値する処遇、かつ、小動物診療分野などに勤務する民間獣医師に匹敵する水準に引き上げるため、国が自治体勤務獣医師の処遇改善モデルを作成するとともに、交付税算定における職員給与費統一単価及び職員配置に反映すること。また、獣医師職員を確保するために必要となる処遇改善を行う地方自治体に対する財政支援措置を講じること。

- 2 農林水産関係予算における産業動物獣医師の育成・確保に関する事業について、産業動物獣医師への就業を志す獣医学生等に対する修学資金の拡充に加え、自治体勤務獣医師を志す獣医学生等に特化した修学資金を新設すること。
- 3 獣医学教育において、自治体勤務獣医師が担う役割や必要性について理解を深めるためのカリキュラムを、一層充実強化する等の措置を行うこと。

令和8年6月5日

四 国 知 事 会

常任世話人	徳島県知事	後藤田 正純
	香川県知事	池田 豊人
	愛媛県知事	中村 時広
	高知県知事	濱田 省司